

第29回 箕面市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 日時

平成27年6月25日（木） 午前10時00分～12時00分

2. 場所

箕面市役所 本館3階 委員会室

3. 出席者

(会長)

- ・箕面市副市長 伊藤哲夫

(副会長)

- ・大阪大学大学院 工学研究科教授 土井健司
- ・箕面市地域創造部長兼みどりまちづくり部長 広瀬幸平

(監事)

- ・箕面商工会議所総括参与 松出末生

(委員)

- ・阪急バス株式会社取締役自動車事業部長 河崎浩一
- ・みのおの交通を考える会 永田よう子
- ・自転車道ネットワーク公募市民 松木亮
- ・分科会の副分科会長 西川健一
- ・大阪船場繊維卸商団地協同組合専務理事 工藤寛士
- ・東急不動産 SC マネジメント株式会社みのおキューズモール総支配人 桑原克典
(代理出席) マネージャー 東條正和
- ・株式会社ビバーレコトビバーワールド 箕面船場統括マネージャー 米津秀春
- ・国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官 (総務企画) 若林隆司
- ・国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長 北川健司 (オブザーバー)
(代理出席) 交通企画課専門官 吉岡譲
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長 西川孝秀 (オブザーバー)
(代理出席) 旅客第一課専門官 金澤重之
- ・大阪府都市整備部交通道路室参事 尾花英次郎
- ・大阪府箕面警察署交通課長 小松憲忠
- ・箕面市市政統括監 稲野公一
- ・箕面市健康福祉部長 小野啓輔
- ・箕面市子ども未来創造局長 大橋修二
- ・箕面市地域創造部鉄道延伸・まちづくり政策統括監 柿谷武志

(欠席)

- ・大阪大学大学院工学研究科助教 猪井博登

- ・ 阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部部长 奥野雅弘
- ・ 一般社団法人大阪タクシー協会常務理事 井田信雄
- ・ 阪急バス労働組合副執行委員長 越智啓伸
- ・ 街づくり支援センターみのお 清田栄紀
- ・ 粟生第二住宅自治会会長 佐藤大典
- ・ 株式会社ジェット統括本部長 妹尾一男
- ・ 学校法人大阪青山学園事務部経理課（地域活動支援室）課長 福田貴夫
- ・ 有限会社箕面自動車教習所取締役総務部長 桐村敏昭
- ・ 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務局管理第二課長 竹田佳宏
- ・ 大阪府池田土木事務所参事兼維持保全課長 進士肇
- ・ 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送） 湯川義彦

以上、委員30名のうち19名出席、オブザーバー2名出席

4. 議 題

- (1) 規約の改正について
- (2) 平成26年度事業報告及び収支決算について
- (3) 平成27年度予算の補正について
- (4) 本格運行、実証運行の状況について
- (5) その他
 - ・ 難病患者等に対する割引対象疾病拡大について
 - ・ 箕面市立地適正化計画（素案）についての意見交換

5. 議事要旨

- (1) 規約の改正について
- (2) 平成26年度事業報告及び収支決算について
- (3) 平成27年度予算の補正について
- (4) 本格運行、実証運行の状況について
 - 【意見・質疑応答は次のとおり。】
 - 日曜・祝日の状況について教えてほしい。
 - ⇒5月の実績において、整合性がとれない箇所について現在整理中。次回の市民部会と協議会で数字を出す。
- (5) その他 難病患者等に対する割引対象疾病拡大について
 - 【意見・質疑応答は次のとおり。】
 - 特になし
- (5) その他 箕面市立地適正化計画（素案）についての意見交換
 - 【意見・質疑応答は次のとおり。】
 - 箕面市地域公共交通網形成計画を策定する法定協議会は、現在の法定協議会となるのか説明

してほしい。

⇒現在の法定協議会は地域公共交通活性化及び再生の法律に基づく、交通の視点のみの法定協議会。地域公共交通網形成計画は交通にまちづくりの視点も含めた計画となるため、現在の法定協議会のメンバー構成も含めて発展改組していく。

○2つの居住誘導区域と4つの都市機能誘導区域について説明してほしい。

⇒2つの居住誘導区域は、箕面市の北部と南部。4つの都市機能誘導区域は、北部（箕面森町バスターミナル周辺）、東部（阪急千里線駅・モノレール線駅・バスターミナル周辺）、中部（北大阪急行線沿線）、西部（阪急箕面線沿線）。

○都市再生特別措置法と中心市街地活性化法の違いについて説明してほしい。また、それぞれの計画で中心拠点が重なった場合はどうなるか説明してほしい。

⇒中心市街地活性化法は、一つの市に対して一つの中心拠点を定める考え方。都市再生特別措置法は、一つの市に対して複数の拠点を定め、複数の拠点を公共交通ネットワークで結ぶ考え方となる。また、中心拠点が重なった場合は各市町村独自で、いずれかを選択する。

○今日までの箕面市のまちづくりは、立地適正化計画に基づいて行われているのか。また、今後、個別の土地活用については立地適正化計画に基づいて行われるのか説明してほしい。

⇒今日までのまちづくりは立地適正化計画に基づいて行われているわけではないが、現在のまちづくりの動きは立地適正化計画の中で基礎として反映される。また、立地適正化計画は個別の土地活用について策定するものではない。

○平成32年度の北急延伸までの立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、これらの計画に基づくまちづくりのスケジュールを説明してほしい。

⇒平成27年度に箕面市立地適正化計画を策定。地域公共交通網形成計画は平成28年度～平成29年度に策定。計画策定後の平成32年度までの2～3年間は地域公共交通網形成計画に基づく、実施までの移行期間と考えている。

○立地適正化計画における、バリアフリーの視点について説明してほしい。

⇒箕面市立地適正化計画（素案）の意見を頂いているなかで、障害者の視点が抜けているという指摘は伺っているため、障害者の視点について盛り込む方向性で検討中。バリアフリーについては、土地活用における個々視点となるが、立地適正化計画に盛り込むかは検討する。

以上